開会(12:59)

○池谷委員長 ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は1件です。

議第60号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第2号)案」を議題といたします。 審査順序は、財政部所管部分、健康福祉部所管部分、子ども未来部所管部分として進めたいと思います。

それでは、審議に入ります。

最初に、財政部所管部分について、質疑、意見のある委員は御発言を願います。

- ○深田委員 財政部繰入金の19、繰入金、2、基金繰入金、1、財政調整基金繰入金の1,062万6,000円を取り崩して、その全額がどこに負担されていくのか。これは、民生部のほうになるんでしょうか。民生部の介護保険の関係に全て充てられるのでしょうか。
- ○松永財政部長 では、御説明させていただきますけれども、補正予算書のほうの3ページに財源内訳の明細表のほうがございまして、歳出の民生費の部分に対しまして、事業費に対しまして国県の支出金の9,225万円、それから、一般財源として、そこに1,062万6,000円を充当させていただくということでございます。
- ○深田委員 じゃ、細かいことは歳出のほうの担当課に聞かないといけないということですか。財政部として民生部の介護のほうに幾らとか、この下に書いてありますけれども、介護保険と児童福祉は減額になっておりますけれども、その負担割合とか、市のほうの負担割合の分を財政部で一般財源として賄ったということでよろしいですか。
- ○松永財政部長 前回もちょっと議案のほうで御説明しましたとおり、財政調整基金につきましては、今回の補正財源に不足がある部分について、この財政調整基金を取り崩させていただくということでございまして、先ほど御説明しました国県からの補助がございまして、その補助で賄えない部分につきまして、財政調整基金を充当させていただいているということでございます。
- ○池谷委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○池谷委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。 次に、健康福祉部所管部分について、質疑、意見のある委員は御発言願います。
- ○杉田委員 先ほど言った4ページ、5ページのところの補正予算ですけど、このところで低所得者に対する軽減策という形で国がやられていると思うんですけど、歳出のほうで介護保険費のところで4,497万3,000円、これが繰出金としてここに上程されているわけなんですけど、この軽減の対象、対象というのがあくまでも低所得者という対応が、これは11段階のうちの1から3段階というふうにされていると思うんですけど、なぜこの1から3段階だけなんでしょうか。
- ○川村介護保険課長 御質疑にお答えいたします。

今回の軽減が行われれば、所得段階第1段階から第2段階、第3段階までですが、これは昨年度末の介護保険法の政令の改定によるものでございまして、政令の軽減により、第1段階から第3段階までを軽減しているところでございます。

- ○杉田委員 自分の感覚としてですけど、第5段階が平均になっていると思うんですけど、 第5段階、平均であっても第4段階、そこも低所得者の範囲に入ると思うんだけど、政 令で決まっているからしようがないよというのか、そういうところについても何か対応 しようとしているのか。
- ○川村介護保険課長 今回の改正については、あくまでもこれ、介護保険法の政令による ものでございますので、それには第4段階、第5段階も入っておりませんので、第3段 階までということになっております。
- ○杉田委員 国が決めたからそのとおりやっているよということだけなんですね。じゃ、 この辺のこの財源というのは何になるんでしょうか。
- ○川村介護保険課長 財源については、今年度、10月から消費税の引き上げが行われます。 消費税の引き上げをもって財源とする、そういうもので決まっております。 以上です。
- ○池谷委員長 よろしいですか。 ほかにありませんか。
- ○深田委員 お聞きしたいんですが、先ほどの1,062万円、これを介護保険の繰出金に低 所得者対策に不足分を補うということなんですが、この低所得者対策というのは、国の 政令で定めたということなので、全額、10分の10が国の負担だと思っていたんですが、 市の負担が10分の1とか、全国一律に一般財源でやりなさいよという、そういう政令の 指導になっているということでしょうか。県の負担は入っていないんでしょうか。
- ○増田健康福祉部長 財源のお尋ねでございます。

まず、必要額の2分の1を国庫負担金でございます。必要額の4分の1を県負担金でございます。残りの4分の1については一般財源ということでございますが、この一般財源につきましても地方交付税措置により対応しているということで通知が来てございます。

以上です。

- ○池谷委員長 よろしいですか、ほかにありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○池谷委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。 最後に、子ども未来部所管部分について、質疑、意見のある委員は御発言願います。
- ○秋山委員 補正予算書の4ページ、5ページのこの下のところで、児童福祉総務費で、 その節のところで、賃金、それから委託料、それぞれ金額が出されていますけれども、 これ、中、どんなふうな内容になっているのか教えてください。
- ○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 質疑にお答えいたします。

歳出のほうの関係だと思いますけれども、まず、賃金に関しましては、御照会に関する事業、臨時職員等を雇用するということを予定しておりますので、その賃金になります。

委託料ですけれども、同じく無償化の事務の関係となりまして、保護者周知用のチラシでありますとか、あと、例規改正に関する費用、その辺を委託料として考えております。

以上です。

- ○秋山委員 その事務の臨時雇用の予定とか、チラシのこと等、いつごろ、どのようにというふうな予定ですか。
- ○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 チラシにつきましては現在作成中でございまして、早急に園 の保護者の方に周知用として配付をする予定です。

それから、臨時職員につきましては、これから新たな認定の書類等を集める予定がございますので、こちらも夏ごろをめどに雇用を進めていきたいと考えております。 以上です。

- ○秋山委員 その臨時雇用は大体、何人というふうに予定していますか。
- ○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 どのぐらいの事務量になるかというのは、今から新設の書類等を集めて考えていくわけですけれども、およそ最大で8名ぐらいいれば大丈夫じゃないかということで予算計上をさせていただいております。

以上です。

- ○池谷委員長 ほかにありませんか。
- ○杉﨑委員 3款2項1目、説明欄の幼児教育保育無償化事業費の中にシステム改修費も含まれている。それ以外の、節のある部分のお金も含まれているということで解釈はしているんですけれども、きのう、ちょっと聞いたかもしれないんですけど、実際に無償化の幼稚園、保育園に支給というか、負担する部分のお金という明細的なところはお答えできますか。
- ○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 質疑にお答えいたします。 制度が始まってからの幼稚園、保育園にという費用ということでよろしいですか。それが、今から給付に関しては算定を進めているところでございますので、今はその数字が幾らかというのは、済みません、まだわからない状況であります。
- ○杉﨑委員 そうしますと、これ、ひょっとしたらまた明確な金額が出てきたときに補正 が入る可能性があるということで解釈してよろしいんでしょうか。
- ○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 今回、6月補正で上げさせていただいたのは、システムの改修費と事務費の補正を上げさせていただきました。実際の制度が始まってからの幼稚園、保育園への給付の費用というのは、今の予定ですと、9月補正で上げさせていただくという予定でございます。
- ○池谷委員長 ほかにありませんか。
- ○深田委員 先ほど秋山委員の質疑ありました賃金の関係ですが、この金額が臨時雇用で8名ほど雇用されるということですが、その8名になると、1人当たり207万875円という計算が出るんですが、そこの207万円ということは何年か雇用されるということなんですか。それとも、臨時なので、私は数カ月なのかなと思ったんですが、雇用期間というのをどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。
- ○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 御質疑にお答えいたします。

雇用の期間は今年度末、令和2年3月までということで予定をしております。これ、 賃金の中にも社会保険料というのも含まれてございますので、このような数字になって おります。

以上です。

○深田委員 そうしましたら、3月までの時給幾らということでやるんでしょうか。日当

でというか、そういう賃金の支払い方というのはどうなりますか。

〇岩ヶ谷保育・幼稚園課長 賃金の単価につきましては、市の900円ということで予算の 算定をしております。

以上です。

- ○深田委員 時給900円で、1日6時間ぐらいとか、8時間とか、そういうふうな作業に なるんじゃないかと思うんですが、そういう募集をして、すぐ8人というのは集まるん でしょうか。
- ○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 市の職員登録の名簿を見させていただきまして、今、来ていただける方をピックアップしているところでございます。 以上です。
- ○池谷委員長 ほかにありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○池谷委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。それでは、討論はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○池谷委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第60号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷委員長 挙手総員であります。よって、議第60号はこれを原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

以上で議案の審査は終わりました。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会(13:17)